

指定工事店のみなさまへ

～・～・～・～大府市水道工務課より大切なお知らせ～・～・～・～

令和5年10月1日より、一部市町※¹の排水設備指定工事店の指定に関する書類※²は、下の提出先に提出することができるようになります。

**【提出先】〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号
名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室
Tel:052-228-2611**

令和5年10月より排水設備指定工事店の登録等事務の共同化を一部市町にて開始いたします。それにより、記載市町の工事店の指定に関する書類は、上に記載の提出先でまとめて受付することができるようになります※³。

(注) 手数料の支払いや指定証の交付は、従来通り各市町で行います。

※¹: **一部市町**は次に示すとおりです。記載以外の市町については変更ありませんので、これまでと同じ各市町へ提出して下さい。

上に記載の提出先で受付可能な市町

**大府市、名古屋市、一宮市、清須市、瀬戸市、春日井市、
常滑市、江南市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、
あま市、長久手市、武豊町、扶桑町、蟹江町、東浦町**

※排水のみです。給水の共同化に大府市は参加しておりません。

※²: 以下の申請及び届出となります。

- 1 新規指定の申請 2 指定更新の申請 3 指定事項の変更の届出
4 指定証再交付の申請 5 指定の廃止・休止・再開の届出**

詳細は裏面又は web サイトをご確認下さい。

https://www.city.obu.aichi.jp/s hinseisho/s_suido/1005779.html

○お問い合わせ先

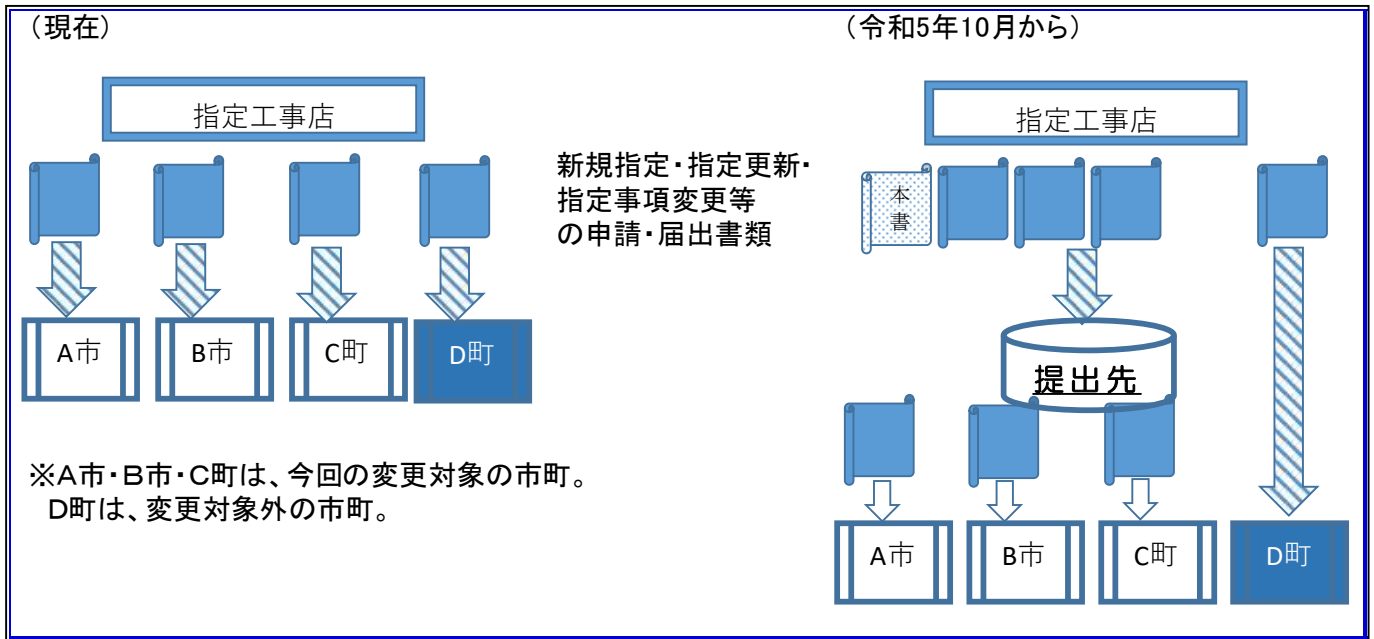
大府市水と緑の部水道工務課下水道係

TEL0562-45-6239 FAX0562-45-5185

(表面補足)

※³：※¹に記載の市町の書類に関しては、表面に記載の提出先でまとめたの受付が可能です。

ただし、これまでどおり各市町に提出された場合受付を拒むものではありません。



(例)

A市・B市・C町・D町において指定工事店である場合で、A市・B市・C町は今回の提出先変更対象の市町であるがD町は対象外の場合、現在は指定工事店から、各市町に書類を提出する必要があった。しかし、令和5年10月からA市・B市・C町の書類については、一つの窓口（表面の提出先）に市町の部数分提出すれば受付が可能となる。ただし、変更対象外のD町の書類は、現在と同じくD町に提出が必要。

○提出書類について

① 各種様式（申請書、届出書など）

市町により内容が異なるため、各市町で用意されている様式により作成して下さい。

② 添付書類（登記事項証明、住民票の写しなど）

共同化参加市町内であれば、添付書類は共通となっています。

本書は1部のみご用意いただき、提出先である自治体数と同数のコピーを添えて下さい。

例：3市町に提出する場合、添付書類は本書1部+コピー3部、

1市町に提出する場合、添付書類は本書1部+コピー1部

※「定款の写し」の場合は本書なし、3市町ではコピー4部、1市町ではコピー2部となります。

○その他注意事項

・排水設備工事の申請に関する窓口は、これまでと同様に各市町窓口となります。

・今回の変更点のお知らせについては、各市町各々の指定工事店に対してお知らせいたしますので、チラシ等が重複する場合がありますが、ご理解ください。